

る点があり、デメリットとしては、元の条例と照らし合わせながら読まない
と、改正内容を正確に理解することができず、改正の資料として新旧対照表
も添付しているところです。このようなデメリットを解消し、改め文の作成
に要していた時間を改正内容の検討に使えるように、新旧対照表方式を導入
したいと考えています。新旧対照表方式を導入した場合の議案のイメージに
ついては、資料で添付しています。これまで作成していた要旨についても、
今後は作成せず、この資料の最後にある提案理由にまとめることで、条例改
正の議案は新旧対照表に集約します。また、レイアウトを横長とすることで
タブレットでの視認性を向上させます。これらの見直しにより、事務の効率化
とペーパーレス化の推進を図りたいと考えています。

庁議で決定いただいた後、議会でも本件について議論いただき、令和3年
第2回定例会の議案から新旧対照表方式へと移行する予定です。

市長
参与
部長
部長
部長

本件について、質問等ありますか。

人事案件の経歴等の資料については、従前どおりで良いですか。

従前どおりとします。

規則、要綱等の改正についてはどうなりますか。

本日の庁議にて本件を決定いただければ、規則、要綱等についても令和3
年4月以降の改正において、新旧対照表方式に変更したいと考えています。

市長
部長

他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江
市災害時受援応援計画（案）について」の説明をお願いします。

狛江市地域防災計画で想定されている東京湾北部地震や多摩直下地震が
発生した際、災害対策本部の運営はもちろん、被災者の支援や復旧に関する
業務等、膨大な災害対応業務が生じます。それらを支援するため、全国の自
治体から多数の行政職員が市に派遣され、協力を得ながら、狛江市事業継続
計画（震災編）に記載されている非常時優先業務を確実に遂行し、一刻も早
い復旧・復興につなげていく必要があります。本計画は、災害時応援協定締
結自治体や関係団体等からの応援の受入れについて、予め役割分担、連絡窓
口、手順等を明確にし、より迅速に非常時の人員と必要物資を確保するこ
とを目的としています。

まず、業務の範囲ですが、過去に国内で発生した地震の教訓として、特に
初動の応急対応期における人的・物的応援の受入れが、その後の災害対応に
大きく関係するとされていることから、初動期から復旧初期までの、発災後
概ね1週間以内を対象としています。

次に、計画の詳細について説明します。市の受援体制ですが、災害対策本
部の下部組織として、各災対部から選出された受援担当で構成する受援班を
設置します。受援担当は各部所管業務における人的・物的ニーズを把握しま

す。その中で、人的支援調整担当として職員課長が、物的支援調整担当として地域活性課長がそれぞれのニーズを取りまとめ、応援先との連絡調整を行います。応援受入れ後は、各部の受援担当は業務窓口として対応することとなります。

次に、人的受援について説明します。人的受援は、東京都災害対策本部に対して行う応援要請と、東京都各局の本部や災害時応援協定締結団体に対して個別に行う応援要請に分かれます。都災対本部に対しては、人員調整本部を経由して要請し、応援自治体が一対一の対口支援団体として決定されます。応援自治体の決定後は、市と当該自治体とで直接受援に関する調整を行います。一方、協定団体に対し、個別に行う応援要請は、協定内容や事前の取り決めに基づき、直接調整を行います。

次に、応援職員の受入れについてですが、いずれの場合も応援職員の交通手段や宿泊先等については応援団体側で準備することが通例となっていますが、災害状況によっては困難であることも想定されますので、必要に応じて市内の公共施設等を活用することとなります。この場合、人的受援調整担当である職員課長が調整することとしています。受入れ要領については資料のとおりです。また、物的受援についても同様に、東京都災害対策本部の物資・輸送調整チームへの要請と協定団体等への要請に分かれます。東京都災害対策本部への要請については東京都災害情報システム (DIS) に必要事項を入力します。協定団体等への要請については、人的支援要請に準じて行います。いずれの場合も、物資集積拠点は市民総合体育館となります。

次に、救出救助機関に対する応援要請についてですが、自衛隊の派遣要請は災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、都知事に対して行います。警察及び消防については災害対策基本法第 58 条の規定に基づき、応急措置等の実施を要請しますが、災害状況によっては、各機関の応援基準に基づいて派遣されます。

最後に、他自治体への応援について説明します。市では災害時応援協定締結自治体に震度 6 弱以上の地震が発生した場合に、市長以下幹部に参集いただき、応援本部を開設し、必要な支援を行います。市の応援体制については、19 ページに記載されている、市の応援体制の図を御覧ください。この場合も、人的応援調整担当を職員課長、物的応援調整担当を地域活性課長とし、各部では応援担当を指定することとなります。また、協定自治体以外でも東京都から被災自治体のカウンターパート団体として指定を受けた場合は、同様の対応をすることとなります。派遣する職員数の調整については、全国市長会や東京都市長会からの職員派遣の依頼に基づき対応します。

各部で本計画を精査・確認いただき、意見等ありましたら 2 月 12 日まで

に安心安全課までお願いします。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項4「あいとびあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画等）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部長 令和2年12月16日及び23日の庁議で素案について審議いただいた後、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントは、1月4日から2月2日まで実施し、3人から13件の意見の提出がありました。主な意見は、狛江市第4次地域福祉計画に対し、多世代交流拠点に関する意見、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に対し、介護人材に関する意見、介護保険サービスに関する意見、認知症関連施策に関する意見等、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に対し、地域生活支援拠点の整備に関する意見、精神障がい者の地域移行に関する意見、障がい福祉サービスに関する意見等をいただきました。狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画に対しては意見がありませんでした。回答案は、資料のとおりです。また、市民説明会は、関係する審議会委員を含めて1月15日は9人、1月16日は4人の方に参加いただきました。

パブリックコメント及び市民説明会を通して、素案に反映させるべき意見は1件あります。あいとびあレインボープランの「あいとびあ」という造語についての説明と同じように、あいとびあレインボープランの意味するところを記載してほしいとの意見があったため、計画策定の趣旨において、あいとびあレインボープランの意味についての説明を記載します。今後は、広報こまえ3月15日号及び市ホームページにパブリックコメントに対する回答を掲載する予定です。最終答申案については第4回市民福祉推進委員会にて審議いただき、3月中旬には市民福祉推進委員会委員長より、市長に答申します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年度予算概要について」を報告してください。

部長 令和3年度当初予算案の内容をまとめた予算概要を作成しました。内容については、各部課と調整及び確認をしていただいています。本予算概要は、2月12日に、令和3年度当初予算書とともに議会へ提出します。

市長 その他お知らせはありますか。

部長 令和3年度各訓練実施計画についてです。

令和3年度の総合水防訓練は5月16日に東京消防庁第8消防方面本部と合同で多摩川河川敷で開催の予定ですが、第8消防方面本部が中止となった場合については、避難所の開設訓練、排水樋管対応等の訓練を実施したいと

考えています。また、総合防災訓練については11月28日に実施する予定です。訓練の実施に当たり、職員の参加については改めて依頼しますので、各部の協力をお願いします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 市民ホール改修工事等の工期についてです。

市民ホール改修工事は、令和3年第2回定例会での議決後に契約し、契約後の準備期間や市文化振興事業団の移転等を考慮し、ホール閉鎖期間の始期については令和3年9月1日、終期については年末の各種団体の利用を考慮し4年12月10日とします。

なお、市文化振興事業団の移転先が駄倉地区センターとなる関係で、令和3年8月23日以降は、移転準備のために駄倉地区センターの使用ができなくなります。

また、狛江駅北口地下駐車場改修工事に伴う休業期間については、運用準備期間を含め、令和3年9月1日から4年9月30日までとします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 調布都市計画道路事業3・4・2号水道道路線の事業認可取得についてです。

本路線は、東京都、特別区及び26市2町で進めている「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、東京都施行の優先整備路線に位置付けられており、国土交通省より1月18日に認可され、市としても事業認可通知の写しを受理しました。事業延長は1,610mで、事業施行期間は令和3年2月9日から12年3月31日までです。また、本事業に関する図書の写しを、2月9日からまちづくり推進課の窓口にて縦覧します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月16日午前9時00分から開催します。